

津幡町飼い主のいない猫の不妊・去勢手術支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、飼い主のいない猫のみだりな繁殖を防止し、ふん尿等による環境被害の軽減を図るとともに、猫の適正な飼養を推進し、もって町民の動物愛護意識の高揚に資するため、町内に生息する飼い主のいない猫に不妊・去勢手術を受けさせる区等に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、津幡町補助金交付規則（昭和43年津幡町規則第3号）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 区 地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第2項の規定により告示された津幡町の区域内の区をいう。
- (2) 飼い主のいない猫 所有者が不明である猫をいう。
- (3) 獣医師 獣医療法（平成4年法律第46号）第3条の規定による届出を行っている同法第2条第2項に規定する診療施設に属する獣医師をいう。
- (4) 不妊手術 卵巣又は卵巣及び子宮の全部を摘出して生殖を不能にする手術（手術済の猫であることを識別するための処置を含む。）で獣医師が行うものをいう。
- (5) 去勢手術 精巣を摘出して生殖を不能にする手術（手術済の猫であることを識別するための処置を含む。）で獣医師が行うものをいう。

(補助対象猫)

第3条 補助の対象となる猫（以下「補助対象猫」という。）は、町内に生息する飼い主のいない猫で、生息する区の区長等が認めた猫とする。ただし、獣医師が不妊・去勢手術をすることが適当でないと診断した猫を除くものとする。

(補助対象者等)

第4条 補助金の交付を受けることができるもの（以下「補助対象者」という。）は、飼い主のいない猫に不妊手術又は去勢手術（以下「不妊・去勢手術」という。）を受けさせるものうち、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 区又は区内の町会等
- (2) 本町に存する飼い主のいない猫の適正管理を推進する団体のうち、事前に津幡町飼い主のいない猫の不妊・去勢手術支援補助金団体登録届（様式第1号）を町長に提出し、登録されている団体

2 前項に規定する補助対象者は、次に掲げる要件を備えていなければならない。

(1) 補助対象猫が存する地域住民に対し、事前に捕獲の時期、手術の実施及び管理等活動方針について説明を行うとともに、その活動に対する地域住民の理解を得ていること。

(2) 手術後の猫は、可能な限り適正飼養ができる者への譲渡に努めること。

(補助対象費用及び補助金の額)

第5条 補助対象費用及び補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額又は不妊・去勢手術に要した費用の額のいずれか低い額とする。

(1) 不妊手術 1匹につき6,000円

(2) 去勢手術 1匹につき4,000円

2 補助対象となる不妊・去勢手術は、各年度の4月1日から3月31日までに行われたものに限る。

(補助金の交付申込)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、不妊・去勢手術を実施する前に、津幡町飼い主のいない猫の不妊・去勢手術支援補助金交付申込書（様式第2号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

(1) 補助対象猫が主に生息する地域の地図の写し

(2) 不妊・去勢手術を実施する前の補助対象猫の写真

(3) その他町長が必要と認める書類

2 前項に規定する交付申込をした申請者は、速やかに補助対象猫を捕獲し、不妊・去勢手術を実施しなければならない。

(交付申請兼実績報告)

第7条 不妊・去勢手術を実施した申請者は、手術の完了後10日以内の日又は手術を受けた日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、津幡町飼い主のいない猫の不妊・去勢手術支援補助金交付申請書兼実績報告書（様式第3号。次条において「交付申請書兼実績報告書」という。）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

(1) 不妊・去勢手術後の補助対象猫の写真で、手術済の猫であることを識別するための処置が確認できるもの

(2) 獣医師が発行する不妊・去勢手術に係る領収書の写し

(3) その他町長が必要と認める書類

(補助金の交付決定兼確定通知)

第8条 町長は、前条の規定による交付申請書兼実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、津幡町飼い主のいない猫の不妊・去勢手術支援補助金交付決定兼確定通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第9条 前条の規定による通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、津幡町飼い主のいない猫の不妊・去勢手術支援補助金交付請求書（様式第5号）を提出するものとする。

（交付決定の取消等）

第10条 町長は、交付決定者が虚偽の申請その他不正行為により補助金の交付決定又は補助金の交付を受けたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、補助金の返還を命じることができる。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年1月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日前までに第6条の規定により申し込まれた補助金の交付及び交付された補助金の返還については、同日以後も、なおその効力を有する。